

骨髓提供者助成事業実施市町村窓口一覧

	市町村名	担当課名	電話番号	WEB掲載
あ	愛西市	健康子ども部健康推進課	0567-28-5833	○
	阿久比町	民生部健康介護課保健係	0569-48-1111	○
	あま市	市民生活部健康推進課	052-444-1177	○
	安城市	子育て健康部健康推進課	0566-76-1133	○
い	一宮市	市民健康部健康づくり課 (一宮市中保健センター)	0586-72-1121	○
	稲沢市	子ども健康部健康推進課	0587-21-2300	○
	犬山市	健康福祉部健康推進課	0568-63-3800	○
お	岩倉市	健康推進課	0587-37-3511	○
	大治町	福祉部保健センター	052-444-2714	○
	大府市	健康文化センター健康増進課 (保健センター)	0562-47-8000	○
か	岡崎市	保健部生活衛生課	0564-23-6187	○
	春日井市	健康福祉部健康増進課	0568-85-6164	○
	蟹江町	民生部健康推進課	0567-96-5711	×
	蒲郡市	健康推進課	0533-67-1151	○
き	刈谷市	福祉健康部健康推進課	0566-23-8877	○
	北名古屋	市民健康部健康課	0568-23-4000	○
	清須市	健康福祉部健康推進課	052-400-2911	○
こ	幸田町	健康福祉部福祉課	0564-62-1111	×
	江南市	健康福祉部健康づくり課	0587-56-4111	○
	小牧市	小牧市保健センター予防検診係	0568-75-6471	○
し	設楽町	したら保健福祉センター	0536-62-0901	○
	瀬戸市	健康福祉部健康課	0561-85-5511	○
	高浜市	福祉部健康推進グループ	0566-52-9871	○
た	武豊町	健康福祉部健康課	0569-72-2500	○
	田原市	健康福祉部健康課	0531-23-3515	○
	知多市	健康部健康推進課	0562-54-1300	○
ち	知立市	健康増進課	0566-82-8211	○
	津島市	健康福祉部健康推進課	0567-23-1551	○
	東海市	市民福祉部健康推進課	052-689-1600	○
と	東郷町	子ども健康部健康推進課	0561-37-5813	○
	常滑市	健康推進課	0569-34-7000	○
	飛島村※	民生部保健環境課	0567-52-1001	×
	豊明市	社会福祉課障がい社会係	0562-92-1119	○
	豊川市	子ども健康部保健センター	0533-95-4801	○
	豊田市	保健部総務課	0565-34-6723	○
	豊根村	保健センター	0536-85-5055	○
	豊橋市	健康部健康政策課	0532-39-9111	○
	豊山町	健康課保健センター	0568-28-3150	○
な	長久手市	健康推進課	0561-63-3300	○
	名古屋	健康福祉局健康部環境薬務課	052-972-2651	○
	西尾市	健康福祉部福祉課	0563-65-2114	○
は	日進市	健康福祉部健康課	0561-72-0770	○
	半田市	健康子ども部保健センター	0569-84-0646	○
	ひ東浦町	健康課	0562-83-9677	○
ふ	扶桑町	介護保健センターグループ	0587-93-8300	○
	へ碧南市	健康推進部健康課	0566-48-3751	○
	南知多町※	厚生部保健介護課	0569-65-0711	○
み	美浜町※	厚生部健康・子育て課	0569-82-1111	○
	みよし市	子育て健康部健康推進課	0561-34-5311	○
	や弥富市	健康福祉部健康推進課	0567-65-1111	○

(五十音順、令和2年10月現在)

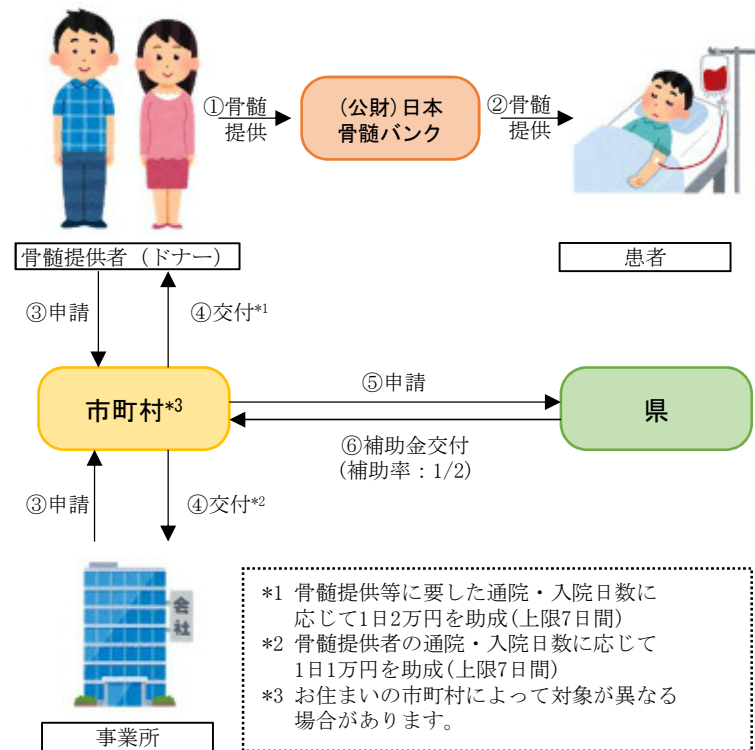
※印は骨髓提供者（ドナー）に対してのみ助成を実施する市町です。助成対象や申請期限等については市町村により異なる場合がありますため、各窓口へお問合せください。

令和2年10月作成

骨髓提供者（ドナー）等の助成について

愛知県では、骨髓提供しやすい環境づくりを進めるため、令和元年度から、骨髓提供者（ドナー）等に対し助成を行う市町村への、補助事業を実施しています。

愛知県の骨髓提供者助成事業費補助金について



骨髄バンク事業とは

骨髄バンク事業は、広く一般の方々に善意の骨髄・末梢血幹細胞の提供を呼びかけ、患者さんの救命に繋げる公的事業です。法律に基づき、公益財団法人日本骨髄バンクが主体となり、日本赤十字社と地方自治体の協力のもと行われています。

白血病や再生不良性貧血等の治療法として骨髄・末梢血幹細胞移植が行われていますが、移植を成功させるためには、患者さんと骨髄提供者（ドナー）の白血球の型（HLA型）を一致させる必要があります。

HLA型が一致する確率は、兄弟姉妹間で4人に1人、それ以外では数百人から数万人に1人と非常に低く、移植の機会が限られているのが現状です。

患者さんが移植を受けるチャンスを広げるためにも、1人でも多くの方の骨髄バンクドナー登録が必要です。

骨髄バンクドナー登録できる方

- 骨髄・末梢血幹細胞の提供の内容を十分に理解している方
- 年齢が18歳以上、54歳以下で健康な方
- 体重が男性45kg以上、女性40kg以上の方

※提供できる年齢は20歳以上55歳以下です。

骨髄バンクに関するお問合せ

(公益社団法人)日本骨髄バンク

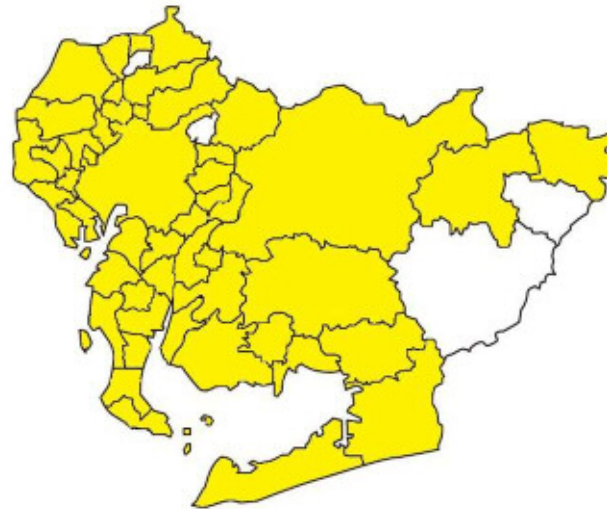
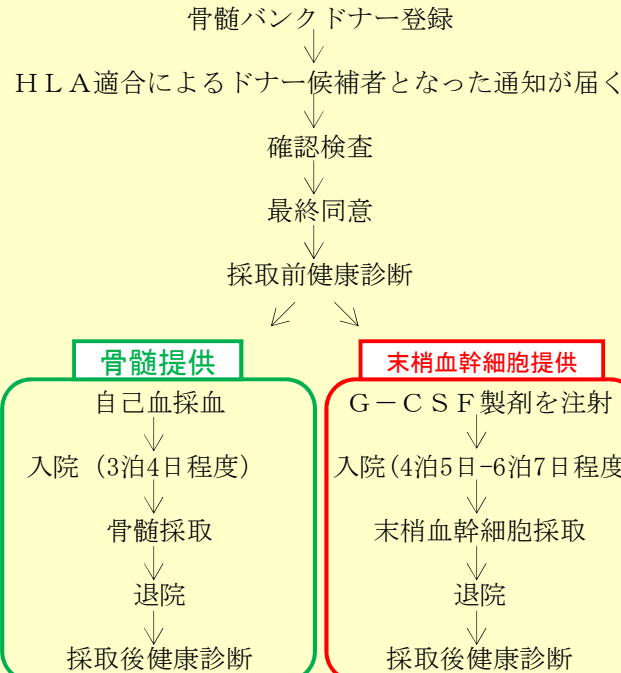
電話 03-5280-1789

WEB 骨髄バンクスペシャルサイト

<https://www.jmdp-donor-special.jp/>



登録後から骨髄・末梢血幹細胞提供まで



愛知県では50市町村がドナー等に対する助成事業を実施しています。(令和2年10月現在)

骨髄提供者（ドナー）等助成事業

ドナーやドナーが勤務する事業所に対し、補助を行う市町村は全国でも増加しており、愛知県では令和2年10月現在、**50市町村**が実施しています。

なお、市町村により助成の対象等が異なる場合があります。また、助成の申請期限が定められている場合がありますので、助成内容の詳細や申請方法等については、各市町村の窓口（パンフレット裏面）へお問合せください。

助成事業を実施する県内市町村はこちらからもご確認いただけます。



(愛知県医薬安全課WEBページ)



補助の基準等

愛知県ではドナーやそのドナーが勤務する事業所に助成した市町村に対し、基準額を上限に助成に要した費用の半分を補助しています。

対象者	ドナー*1	ドナーが勤務する事業所*2
日数	ドナーが骨髄提供等に要した通院または入院日数*3 (上限7日間)	
基準額	1人につき2万円/日	1事業所につき1万円/日
補助先	市町村	

*1 「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律」に基づき公益財団法人日本骨髄バンクが行う骨髄・末梢血幹細胞提供あつせん事業において、骨髄・末梢血幹細胞の提供を完了した方

*2 ドナー（個人事業主を除く）が勤務している国内の事業所（国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人及び公立大学法人を除く。）

*3 骨髄・末梢血幹細胞の提供のための健康診断、自己血採血、骨髄・末梢血幹細胞採取等に要した通院または入院日数